

# 岩手地区まちづくり協議会

## 設立総会議案書



岩手地区まちづくり協議会設立準備会

# 岩手まち協・設立総会次第

日 時 平成24年12月2日10時～

場 所 岩手公民館

次 第

1. 開会のあいさつ
2. 設立準備会会長あいさつ
3. 来賓祝辞
4. 資格審査
5. 議長選出
6. 議事

報告事項

設立準備会経過報告

協議事項

- |       |                |
|-------|----------------|
| 第1号議案 | 岩手まち協設立について    |
| 第2号議案 | 規約・規則の制定について   |
| 第3号議案 | 平成24年度活動計画について |
| 第4号議案 | 平成24年度予算について   |
| 第5号議案 | 平成24年度役員選出     |
| 第6号議案 | その他            |

7. 議長降壇
8. 新役員あいさつ
9. 閉会のあいさつ

# 報告事項

## 設立準備会経過報告

垂井町では、平成23年度の「まちづくり基本条例」の施行に合わせて「まちづくりセンター」を4月1日に立ち上げると共に、6月に入って垂井町における7つの地区（岩手、府中、垂井、東、表佐、宮代、栗原）の公民館長、連合自治会長に対して、基本条例に基づいた地区毎の「まちづくり協議会」を、公民館を核として平成24年4月を目途に設置するよう呼びかけました。

この呼びかけに対し、公民館長、連合自治会長と町当局が協議を重ねた結果、環境整備が不十分なままで設置することは難しいと判断され、平成25年4月を目標に「地区まちづくり協議会」を設置できるよう、双方が環境整備に努めることとなりました。

環境整備の一環として、町当局と各地区の関係者が、近江八幡市のまちづくり協議会を訪問して理解を深めると共に、本年10月には、基本条例に基づいて「垂井町地区まちづくり協議会に関する規則」（以下「地区まち協規則」と言う）「垂井町地区まちづくり交付金交付規則」（以下「交付金規則」と言う）が定められました。

地区まち協規則には、地区まちづくり協議会の位置付けや組織と運営、事業内容などが定められ、交付金規則では、地区まちづくり協議会に対する資金援助について、その算出方法や支援を受けるための手続きが定められました。

このような三者の話し合い、垂井町における環境整備の状況を受けて、岩手地区においても、4月29日に開かれた第1回公民館運営協力委員会に於いて初めて垂井町から説明を受けました。その後、8月19日に開かれた第3回公民館運営協力委員会において「岩手地区まちづくり協議会」設立に向けた設立準備会を設置することが確認されました。

確認された設立準備会の委員は次の通りです。

- 高木 和由（岩手公民館館長）
- 栗田 利朗（垂井町町議会議員・公民館運営協力委員）
- 鈴木 準二（岩手地区連合自治会会長・公民館運営協力委員）
- 栗田 勝蔵（岩手地区連合自治会副会長・公民館運営協力委員）
- 古藏 紘司（岩手地区連合自治会会計・公民館運営協力委員）
- 児玉 俊昭（岩手地区連合自治会監事・公民館運営協力委員）
- 中川 泰一（垂井町商工会岩手支部長・公民館運営協力委員）
- 柏 重利（岩手地域農地・水・環境保全管理協定運営委員会会長）
- 栗田 三根（岩手公民館主事）

設立準備会における準備活動は、公民館において次のように進めてきました。

回数	開催日	協議内容
1	9月6日	会長確認、基本認識の共有化
2	9月14日	規約の検討（専門部の考え方）
3	9月20日	規約の検討（役員構成、代議員人数、専門部）
4	9月28日	規約の検討（各種団体とは、運営委員会）
5	10月5日	規約の検討（各種団体確認）、設立総会開催日
6	10月12日	垂井町との話し合い
7	10月14日	公民館運営協力委員会に規約を説明
8	10月26日	設立総会に向けて（総会次第、まち協だより）
9	11月1日	設立総会に向けて（役割分担、24年度役員）
10	11月7日	設立総会に向けて（案内状、議案書、来賓）
11	11月20日	設立総会に向けて（議案書など資料作成）

## 協議事項

### 第1号議案

#### 岩手地区まちづくり協議会（岩手まち協）設立について

岩手地区まちづくり協議会（以下「岩手まち協」と言う）は、次のような目的のもと、全ての地区民に開かれた組織として設立します。

岩手まち協は、岩手地区の住民と垂井町との協働のもと、住民の参加と役割分担によって、責任ある主体的なまちづくり活動を推進することにより「豊かで住みよく、安心して暮らせる」地域を形成し「心がふれあい、ひびきあう」まちづくりに寄与することを目的とし、岩手公民館の活動を継承・発展させていきます。

岩手まち協は、将来を見据えた岩手地区の在り方をじっくり計画し、それぞれの団体（自治会、商工会、学校、農業団体、老人クラブなど）が個別に活動するだけでなく、岩手地区全体で意見を出し合い、連携・協力して活動していくことにより、より岩手地区住民のニーズに的確に応えることを可能とするために、次のような組織を目指します。

1. 岩手地区を代表する組織
2. 計画性を持った組織
3. 役割分担を明確にした組織
4. 岩手地区の全ての住民に開かれた組織
5. 活動を振り返り、反省を生かすことができる組織

## 第2号議案

### 規約・規則の制定について

別紙1.「岩手地区まちづくり協議会規約（案）」参照

別紙2.「岩手地区まちづくり協議会会計規則（案）」参照

## 第3号議案

### 平成24年度活動計画について

平成24年度の活動は、岩手まち協が設立されたことを住民の皆さんに、周知していくことと、岩手まち協が本格的に立ち上がる第2回総会に向けて様々な準備を行うことの2点が中心となります。

1. 周知する活動
  - ① 必要に応じて説明会を開催
  - ② 「岩手まち協だより」をタイムリーに発行
  
2. 第2回総会に向けての活動
  - ① まちづくり基本計画の作成
  - ② 運営委員会の構成
  - ③ 専門部の所管事項及び構成
  - ④ 平成25年度活動計画の作成
  - ⑤ 平成25年度予算の作成
  - ⑥ 平成25～26年度の役員推薦
  - ⑦ 傷害保険に関する調査及び加入に向けた検討
  
3. その他の活動
  - ① 事務局の整備
  - ② その他

## 第4号議案

### 平成24年度予算について

別紙3.「平成24年度予算（案）」参照

## 第5号議案

### 平成24年度役員選出

平成24年度の役員は、規約の付則に定めてあるように、岩手まち協が本格的に活動を展開する準備のための役員であり、規約に定める連合自治会の推薦及び推薦委員会からの推薦ではなく、設立準備会の委員が担当するものとします。役職については次の通りとします。

会 長	高 木 和 由	
副 会 長	鈴 木 準 二	柏 重 利
事 務 局 長	栗 田 勝 蔵	
事務局次長	栗 田 三 根	
会 計	古 藏 紘 司	
監 事	児 玉 俊 昭	中 川 泰 一
顧 問	栗 田 利 朗	

## 第6号議案

### その他

## 別紙 1

### 岩手地区まちづくり協議会規約(案)

#### (名称)

第1条 本会は、岩手地区まちづくり協議会(以下「岩手まち協」と言う)と称する。

#### (事務所)

第2条 岩手まち協の事務所は、岩手地区公民館（垂井町岩手608-2）に置く。

#### (構成)

第3条 岩手まち協は、岩手地区に在住、在勤し、岩手地区において活動する自治会および各種団体に加入している人をもって構成する。

2 前項の各種団体は、別に定める基準により役員会が認定する。

#### (目的)

第4条 岩手まち協は、岩手地区の住民、垂井町議会及び垂井町との協働のもと、岩手地区公民館（以下「公民館」と言う）を「核」とした地域コミュニティを形成し「岩手地区の絆」を強め、豊かで住みよく安心して暮らせる幸福度の高い自主・自立した岩手地区づくりを目的とする。

#### (事業)

第5条 岩手まち協は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 岩手地区の発展と安全・安心なまちづくりのための事業
- (2) 岩手地区のふれあいを深める事業
- (3) 垂井町議会及び垂井町との協働のまちづくりの推進を図る事業
- (4) 公民館との協働事業
- (5) 生涯学習事業
- (6) その他、岩手まち協の目的を達成するために必要な事業

#### (組織)

第6条 岩手まち協は、前条の事業を行うために次の組織を置く。

- (1) 総会
- (2) 運営委員会
- (3) 役員会
- (4) 専門部会

(役員、委員等)

第7条 岩手まち協に次の役員、委員（以下「役員等」と言う）を置く。

- |           |               |
|-----------|---------------|
| (1) 会長    | 1名            |
| (2) 副会長   | 2名            |
| (3) 事務局長  | 1名            |
| (4) 事務局次長 | 1名            |
| (5) 会計    | 1名            |
| (6) 監事    | 2名            |
| (7) 運営委員  | 総会で承認された人数    |
| (8) 顧問    | 運営委員会で承認された人数 |

- 2 前項の役員等の内、4号の事務局次長については、総会の承認を得て置かないことができる。

(役員等の選出)

第8条 役員は、第3条1項に定める構成員から選出するものとする。

- 2 岩手地区公民館長（以下「館長」と言う）及び岩手地区公民館主事（以下「主事」と言う）は、役員に選出しなければならない。
- 3 会長は、岩手地区連合自治会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 4 副会長、事務局長、事務局次長、会計、監事は、推薦委員会の推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 5 前項の推薦委員会は、7名構成とし、委員は運営委員会で選出する。
- 6 運営委員は、役員会が必要と認める自治会・各種団体から推薦を受けた者及び館長から推薦を受けた者を総会に提案し、その承認を得なければならない。
- 7 顧問は会長が推薦し、役員会の議を得て、運営委員会に提案し、その承認を得なければならない。

(役員等の任務)

第9条 会長は岩手まち協を代表し、その運営を統括すると共に全ての責任を負う。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、岩手まち協の事務局を主宰する。
- 4 事務局次長は事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは、その職務を代行する。
- 5 会計は岩手まち協の出納、経理事務を掌理する。
- 6 監事は岩手まち協の監査事務を司る。
- 7 運営委員は岩手まち協の運営及び事業活動を円滑に遂行する。

8 顧問は、会長の求めに応じ会議に出席し、必要な助言を行う。

(役員等の任期)

第10条 第7条1項1号から5号の役員任期は、2年（総会から翌々年の総会まで）とする。但し、再任は妨げない。

2 第7条1項6号から8号の役員任期は、1年（総会から翌年の総会まで）とする。但し、再任は妨げない。

3 役員に欠員が生じた場合は、第8条の定めに拘わらず、役員会の議を経て、運営委員会の承認を得て補充することができる。

4 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(総会)

第11条 総会は、岩手まち協の最高決定機関であり、役員及び自治会・各種団体から選出された者、館長から指名された者（以下「代議員」と言う）をもって構成し、毎年1回定期総会を開催する。

但し、会長が必要と認めた場合及び運営委員の2分の1以上の要請があった場合には、臨時総会を開催することができる。

2 自治会及び各種団体から選出される代議員は、それぞれ2名とする。

2名の内、1名は、自治会においては自治会長、各種団体においては、その団体の代表者（会長など）とする。

自治会長及び各種団体の代表者が岩手まち協の役員に就任している自治会及び各種団体は、自治会長及び団体の代表者の代替代議員を選出・派遣しなければならない。

3 館長が指名する代議員は、体育推進員、青少年育成協力推進員、スポーツ推進委員、公民館の講座・教室の代表者会議から、それぞれ2名とする。

4 総会の議長は、代議員の中から選出する。

5 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）で成立し、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は議長がこれを決する。

6 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業計画及び事業報告
- (2) 予算及び決算、会計監査報告
- (3) 役員等の選出・承認
- (4) 規約の制定・改廃
- (5) その他、重要な事項

(運営委員会)

第12条 運営委員会は、総会で決定された事業計画を執行すると共に、総会に

次ぐ決定機関として、第7条で定める役員等で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 運営委員会は、総会で決定された事業計画を推進するための行事計画及びその予算、決算、その他必要な事項を審議する。
- 3 運営委員会の議長は、会長とする。
- 4 運営委員会は、運営委員の過半数（委任状を含む）の出席で成立し、その議事は、出席者の過半数によって議決する。但し、可否同数の場合は役員会がこれを決定する。
- 5 会長は、必要に応じ、学識経験者などを運営委員会に参加させ、助言を得ることができる。

(役員会)

第13条 役員会は、総会で決定された事業計画の執行権限及び責任を有し、会長、副会長、事務局長、事務局次長、会計で構成し、会長が必要と認めた時に招集する。

- 2 役員会は、岩手まち協の運営及び事業計画等の方針を協議し、必要な事項を総会または運営委員会に提起する。
- 3 役員会の議長は、会長とする。

(専門部会)

第14条 岩手まち協に次の専門部を置く。

- (1) 安心・安全部
- (2) 健康福祉部
- (3) こども育成部
- (4) 芸術・文化部
- (5) 体育部
- (6) 環境整備部

- 2 専門部員は、役員会が運営委員から選任すると共に、館長が推薦する者を役員会の承認を得て加えることができる。
- 3 専門部に次の役員を置く。
  - (1) 部長 1名
  - (2) 副部長 若干名
- 4 前項の役員は、専門部員の互選により選出する。
- 5 部長は、部会を主宰する。
- 6 副部長は部長を補佐し、部長事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 専門部は、部長が招集し、事業計画に基づき所管事項の具体的な事業の企画及び執行にあたる。
- 8 専門部の所管事項は別に定める。

(会計)

第 15 条 岩手まち協の経費は、垂井町からの交付金・補助金、岩手地区連合自治会からの補助金、寄付金及びその他の収入を持って充てる。

2 岩手まち協の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

3 岩手まち協の会計処理は、別に定める会計規則による。

(事務局)

第 16 条 岩手まち協の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

2 事務局に、運営委員会の承認を得て、事務員を置くことができる。

(規則・細則・要綱等)

第 17 条 この規約に定めるものの他、規則・細則・要綱等必要な事項は、会長が役員会の議を経て運営委員会に諮って定めることができる。

附則

1 この規約は、岩手まち協の設立総会（平成 24 年 12 月 2 日開催）の承認を得て制定・施行される。

しかしながら岩手まち協が予算を確保して本格的に活動を開始するのは、平成 25 年 4 月 1 日以降となることから、設立総会から平成 25 年度の総会までは、本格的な活動開始に向けた準備期間となる。

よって設立総会で選出される役員の任期は、第 10 条の規定に拘わらず、平成 25 年度の総会までとする。

そのため、準備期間中は、規約の全てを施行するものではなく、設立総会で決定された活動に限定して、この規約を適用するものとする。

2 この規約は平成 25 年 4 月〇〇日に全面施行する。

以上

## 別紙 2

### 岩手地区まちづくり協議会会計規則（案）

#### （目的）

第1条 この規則は、岩手地区まちづくり協議会規約第15条にもとづき、財政及び会計の適正な処理を行うために定める。

#### （会計区分）

第2条 会計は、通常の活動に関する一般会計及び特定の行事を行うための特別会計に区分する。

#### （会計の統括）

第3条 会計業務は事務局長の統括のもとに、会計担当役員が掌理する。

#### （書類の備付義務）

第4条 会計担当は、会計に関する書類を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に整理しなければならない。また、構成員より会計書類などの閲覧の申し出があった場合は、速やかに応じなければならない。

#### （予算案の作成）

第5条 会計担当役員は、事務局長と共に年度予算案を作成し、役員会の審議を経て、総会に提案する。

#### （決算書の作成）

第6条 会計担当役員は、会計担当に決算書を作成させ、役員会の審議及び監事の会計監査を受け、総会に報告する。

2 前項の決算書類は以下の通りとする。

- (1) 収支計算書
- (2) 付属明細表
- (3) 剰余金処分計算書

#### （剰余金処分計算書）

第7条 決算上剰余金が生じた場合、これをその翌年度の収入に繰り入れる。  
但し、総会の承認を経て剰余金の全てまたは一部を特別会計に繰り入れることができる。

#### （入金・出金伝票）

第8条 入金及び出金は、入金伝票及び出金伝票に月日、科目、内容、金額を明記して行う。

2 出金伝票には原則として、支払いの事実を証明する書類または領収書を添付しなければならない。

- 3 入金伝票、出金伝票は、事務局長及び会計担当役員が点検し、それぞれが点検印を押印しなければならない。

(役員が必要経費)

第9条 交通費など必要経費については、別に定める基準により支給する。

(金銭出納)

第10条 日々の入出金は、伝票に基づいて金銭出納帳に記録するものとする。

(預金)

第11条 垂井町からの交付金など収入は、全て金融機関に預け入れ、必要に応じてこれを引き出すものとする。

- 2 会計担当役員は、預金の引き出し状況については適宜、預金の残高については毎月末、金融機関の預金残高を照合、確認しなければならない。

(会計監査)

第12条 監事は、金銭出納及び資産について会計年度終了後、速やかにその期間の資産の現状と会計全般を、金銭出納帳、入出金伝票、収支報告書などにより監査しなければならない。

- 2 監事は前項の他、次の事項についても監査することができる。
  - (1) 予算執行の適否
  - (2) 物品購入の適否
  - (3) 現金及び預金の確認
  - (4) その他必要事項

(監査報告)

第13条 監事は、監査報告書を作成し、総会に報告しなければならない。

(特別会計)

第14条 特別会計を設ける場合、役員会は次の事項を総会に提案し、承認を得なければならない。

- (1) 特別会計の目的、理由、会計処理期間
- (2) 特別会計予算案ならびに予算財源

(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、運営委員会の議を得なければならない。

附則

この規則は、平成24年12月2日より施行する。

## 別紙 3

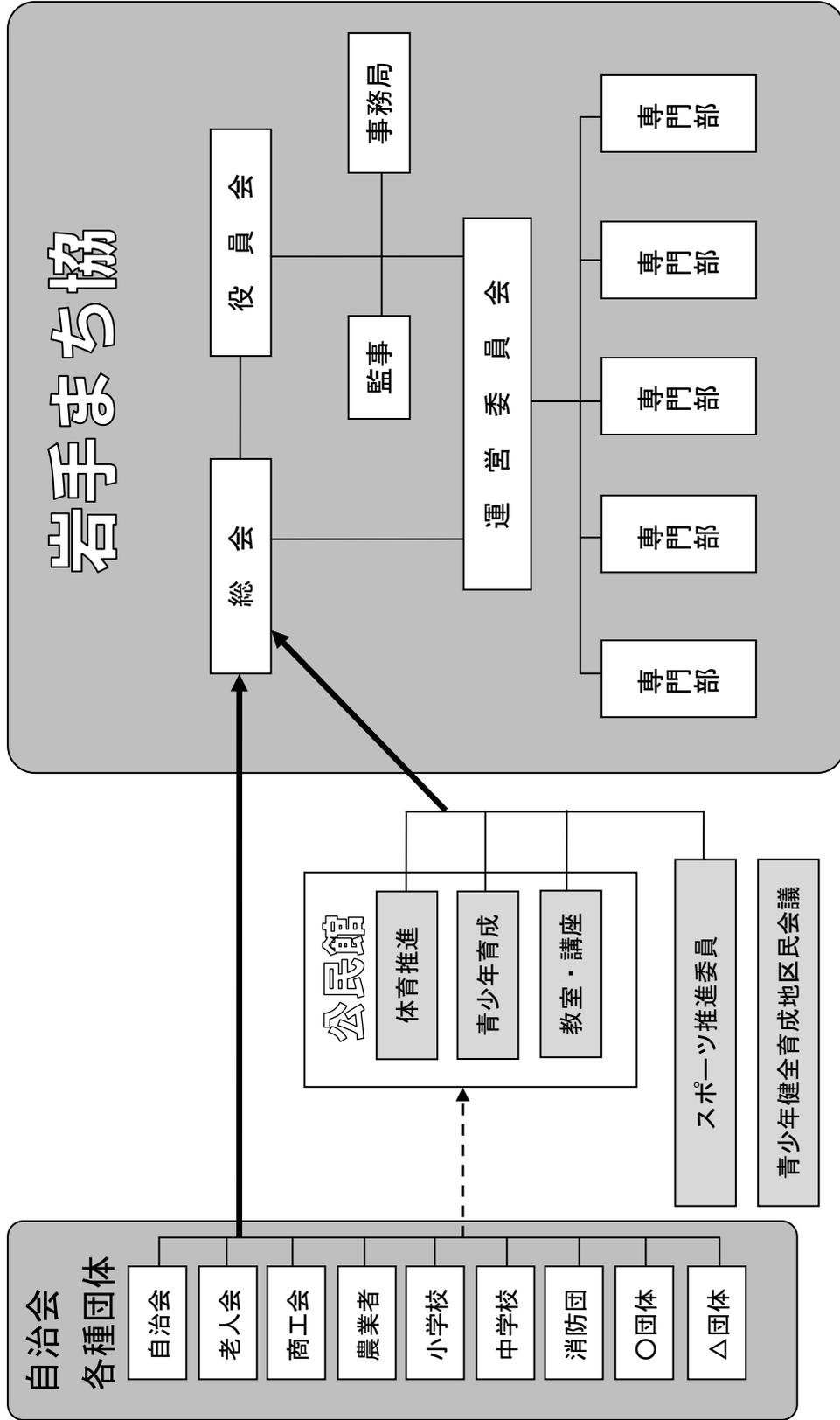
## 岩手地区まちづくり協議会 平成24年度予算(案)

平成24年9月1日～平成25年3月31日

収入の部		
項目	金額	適用
垂井町助成金	200,000	垂井町からの助成金
公民館助成金	10,000	公民館一般会計からの助成金
預金利息	0	
合計	210,000	
支出の部		
項目	金額	適用
会議費	50,000	設立準備会、設立総会、役員会、説明会など
印刷製本費	50,000	まち協だより
事務局費	110,000	事務局備品、印鑑、消耗品など
次期繰越金	0	
合計	210,000	

# 岩手まち協のイメージ

別紙 4





**岩手は半兵衛の故郷**

**岩手まち協**

**「心がほれあう ひびきあう」町へ**

**いざ!! 出陣!!**

